

法律チェックサイト: ネット通販サイト
対象商品: 家庭用電気マッサージ器 (医療機器)

**× : 法律違反となる可能性が高い表記
広告表現**

「本格的なマッサージ」など、商品の性能に対して、「本格的」という表現を用いると、性能を保証する表現となり、NG表現となる。

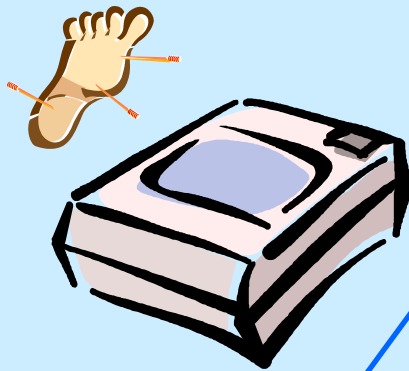
【薬事法(第66条 広告基準3(6))】

▲ : 法律違反ではないが、注意が必要な表記。

広告表現

広告全体の表現では、法律違反とはならないと思うが、文言だけでは「身体を癒す」が効能効果の逸脱につながるおそれがある。「身体を癒す」は、認められた効能効果である「疲労回復」「筋肉の疲れをとる」以外の症状に対しても癒し効果があるとみなされるおそれがある。キャッチコピーにおいても明瞭な表現や、画像の下部等に認められた効能効果を記載すると、明瞭で望ましい。

本格的なマッサージで身体を癒します！



マッサージ器

本体サイズ: 幅約40×奥行約35×高さ約20cm
重量約4.5kg

商品説明: 定格電圧: AC100V

オートタイマー: 約15分

医療機器認証番号 00000000000

製造メーカー: ○○電機

商品番号: AB-CDEFG

価格 12,800円(税込)

アドバイス : 顧客満足、売上向上、トラブル防止のために推奨する事項。

商品仕様

法律で商品本体やパッケージ、添付文書、取扱説明書などに、記載が定められている事項から、お客様の購入判断に必要とされる情報については、サイトにも掲載をすると親切。

【薬事法(第23条の2、第63条、第63条の2)、電気用品安全法(第10条)】

※薬事法(第23条の2)には、JIS T2002、JIS C9335-1、JIS C9335-2-32 なども関連。

■全体アドバイス:

薬事法違反の可能性のある記載がみられました。

法律の義務表示ではありませんが、医療機器、電化製品においては、取扱い説明など利用に当たっての注意事項も、サイトに記載することをおすすめします。

お客様の購入判断に必要とされる情報は積極的に記載することで、製品やショップへの信頼感がアップします。